

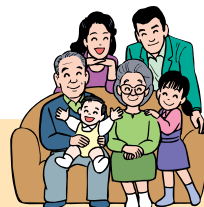
平成21年度国民健康保険税特別徴収(年金からの天引き)のお知らせ

～平成21年度国民健康保険税の特別徴収は4月から開始します。

平成20年度国民健康保険税が特別徴収(年金からの天引き)になっている人については、今年の2月分と同額の国民健康保険税を今年の4月の年金支給分から、特別徴収させていただきます。

4月、6月、8月までの特別徴収分は前年所得が反映されないため、4月上旬に送付します「国民健康保険税特別徴収(仮徴収)額決定通知書」で通知する金額で特別徴収させていただきますので、内容確認をお願いします。

平成21年度の国民健康保険税の確定額(前年所得を反映)を記載した「国民健康保険税納税通知書」は、7月上旬に送付します。10月以降の特別徴収分は、7月に決定した1年間の国民健康保険税額から、4月から8月までの特別徴収した金額を差し引き、残りの額を10月・12月・翌年2月の3回に分けて、特別徴収させていただきます。



◆特別徴収(年金からの天引き)の条件(昨年10月より実施)

- ① 国民健康保険加入者全員が65歳から75歳未満の世帯
- ② 世帯主本人が国民健康保険加入者の場合
- ③ 介護保険料を特別徴収されている世帯主の年金が年額18万円以上で、その年金において介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない場合
- ④ 世帯主の介護保険料が特別徴収になっている場合
- ⑤ 年金を担保に供していない場合

◎上記のすべての条件を満たしている場合のみ、世帯主の年金からの特別徴収となります。ただし、年度途中で世帯主が75歳になる世帯は全て普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)になります。また、世帯主の国民健康保険税の支払方法が既に口座振替で、かつ国民健康保険税の滞納がない場合は、引き続き口座振替になります。

注1 年度途中で特別徴収対象者の国民健康保険税が減額になった場合は普通徴収でのお支払い、増額になった場合は特別徴収と普通徴収の両方のお支払いになります。

注2 ①～⑤の条件に当てはまらない人は、今年の7月から来年の2月まで普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)になります。

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)の対象になっている人のうち、下記の条件を満たす人は、手続きにより平成21年度国民健康保険税の特別徴収を口座振替にすることができます。

国民健康保険税について、平成20年度より特別徴収(年金からの天引き)になっている人のうち、以下の①と②の両方の条件を満たす人は、直接、市役所国保年金課国保係へ口座振替へのお申込みをいただくことによって、今年4月以降のお支払い方法を特別徴収から口座振替にすることができます。

- ① 過去の国民健康保険税を滞納することなく納めている人。
- ② これからの国民健康保険税を口座振替により納める人。

◎上記のすべての条件を満たしている場合のみ、口座振替に変更することが可能となります。

※特別徴収から口座振替に変更した人が滞納した場合は特別徴収を再開しますので、口座振替通帳の残高不足等にはご注意ください。

■特別徴収から口座振替への変更のお申込みは平成21年1月20日(火)までに必ず国民健康保険証、口座振替の通帳および通帳の印鑑をご持参のうえ、国保年金課国保係までお願いいたします。

※但し土日祝日を除きます。

■問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線424、425